

国民保護に関する埼玉県計画（原案）
概 要

平成 1 7 年 5 月

目 次

第1編 総 則	1
1 計画策定の目的	1
2 計画策定の背景・経緯	1
3 計画策定に当たっての基本的な考え方	1
4 埼玉県概況	1
5 国民保護の実施体制	2
第2編 平時における準備編	3
1 情報伝達体制の構築	3
2 迅速な初動態勢の確保	3
3 総合防災センター（仮称）整備の検討	3
4 避難施設の指定等	3
5 警報の住民への周知	4
6 避難の指示	4
7 救援物資の備蓄等	5
8 救援物資輸送計画の策定	5
9 医療体制の整備	6
10 生活関連等施設の管理体制の充実	7
11 文化財保護対策の準備	7
12 研修の実施	8
13 訓練の実施等	8
14 県民との協力関係の構築	8
第3編 武力攻撃事態等対処編	9
1 実施体制の確保	9
2 国民保護措置従事者等の安全確保対策	10
3 住民の避難措置	10
4 避難住民等の救援措置	13
5 武力攻撃災害への対処措置	16
6 情報の収集・提供	18
第4編 緊急処理事態対処編	19
第5編 県民生活の安定編	20
1 物価安定のための措置	20
2 避難住民等の生活安定措置	20
3 生活基盤等の確保のための措置	20
4 応急復旧措置の実施	20
第6編 財政上の措置編	21
1 損失補償等	21
2 損害補償	21
3 被災者の公的徴収金の減免等	21
4 国民保護措置に要した費用の支弁等	21
5 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等	21

第1編 総則

1 計画策定の目的

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態等から、県民の生命、身体、財産を保護するため必要な事項を定める。

2 計画策定の背景・経緯

2001年9月に米国で同時多発テロが発生し、その後も世界各地でテロが発生。我が国においても、国際的テロ集団から標的として名指しされた。

平成15年6月に武力攻撃事態対処法が、平成16年6月には国民保護法などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備された。

3 計画策定に当たっての基本的な考え方

国民保護措置実施体制の確立及び連携

平時における準備態勢の充実

情報の伝達と共有化の確保

武力攻撃災害時要援護者の保護

県民の自助・共助

基本的人権の尊重、言論その他表現の自由の保障

国民の権利利益の迅速な救済

国際人道法の的確な実施の確保

国民保護措置に従事する者等の安全の確保

4 埼玉県の概況

(1) 地理的特性

他県に避難する場合は、隣接する多くの都県との調整が必要とされるとともに、東京を始め多くの都県から本県に避難してくるといった事態が発生する可能性が高い。

県南・県央・県西・県東部に人口が集中。こうした地域と県北部では、避難の規模が大きく異なる。

秩父地域は山間部であるため、集落が孤立しがちなことや、避難路が限定される課題がある。

(2) 社会的特性

昼間は東京に多くの県民がいるため、武力攻撃事態等が発生した場合には、こうした県民に関する情報を提供していくことが重要。

都内に向かう鉄道路線を中心に、通勤・通学時の混雑は著しく、テロ等に

より列車やターミナル駅が爆破された場合には、甚大な被害が発生することが懸念される。

自動車交通量は、車社会の急激な進展により、飛躍的に増加。そのため、避難の交通手段として、自家用自動車の使用を認めると混乱を招くと考えられる。都市部では、鉄道、徒歩、バスといった手段による避難を原則とする必要がある。

県内には、陸上自衛隊の朝霞駐屯地及び大宮駐屯地、航空自衛隊の入間基地及び熊谷基地、そしてキャンプ朝霞、所沢通信施設、大和田通信所の米軍施設があり、こうした防衛上の重要施設は、攻撃目標とされる可能性が高く、施設周辺の住民避難について配慮する必要がある。

原子力発電所は存在しないが、ダムや浄水施設などの生活関連等施設が多数所在しており、こうした施設が破壊されると県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。

5 国民保護の実施体制

国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施。県は速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備。市町村、指定地方公共機関も同様の態勢の整備に努める。

国、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部所、連絡方法について相互に把握。

県域を越える住民の避難・救援に関する協定及び救援物資の相互の応援協定を近隣都県等で締結。

県及び市町村は、公共的団体との相互の連携・協力体制を整備。

県及び市町村は、県民相互の協力組織やボランティア等を育成。

第2編 平時における準備編

1 情報伝達体制の構築

県は、非常通信体制の整備を進め、関係機関との情報伝達体制を強化。市町村は、防災行政無線の整備に努め、県に準じて通信体制を確保。

(1) 警報の発令・伝達と関係機関の役割

防災行政無線を中心に、公共ネットワーク、衛星通信等適切で効果的な通信手段を活用できるよう、確実な情報伝達体制を整備。

(2) 緊急通報の発令・伝達と関係機関の役割

知事は、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令できるよう、確実な情報伝達体制を整備。

(3) 避難の指示の伝達

国の対策本部長は、要避難地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に避難措置の指示を、知事は、避難経路、交通手段等を明示して市町村長を通じ住民に避難の指示を、市町村長は、直ちに避難実施要領を定め、職員（消防を含む）を指揮して避難住民の誘導をできるよう、確実な情報伝達体制を整備。

2 迅速な初動態勢の確保

(1) 県の態勢整備

県は、情報伝達等が24時間対応できる態勢を整備。

武力攻撃事態等発生時に、知事を補佐し迅速かつ適切な初動対応を行うため、県幹部職員が県庁舎近隣に居住。

24時間態勢の充実を図るため、危機管理防災部職員が宿日直を実施。

(2) 市町村の態勢整備

県の態勢に準じて迅速な初動態勢を確保。

(3) 指定地方公共機関の態勢整備

迅速な初動態勢を確保するため、各国民保護措置の実施体制、実施方法について、国民保護業務計画に定める。

3 総合防災センター（仮称）整備の検討

中枢施設として機能する「埼玉県総合防災センター（仮称）」の整備を検討。

4 避難施設の指定等

県は、市町村の協力を得て、基準を満たす施設を、施設管理者の同意を得て避難施設として指定。

県は、市町村と協力し、避難施設の運営マニュアルを整備し、住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

5 警報の住民への周知

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、警報の放送方法、実施体制、関係機関との連携、その他必要な事項を国民保護業務計画に定める。市町村は、市町村防災行政無線の放送や広報車の使用等、あらかじめ複数の方法を定め広報紙等により住民に周知。

6 避難の指示

(1) モデル避難実施要領の作成

市町村長は、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル実施要領を作成し住民に周知。

(2) 避難人数の把握

県はあらかじめ、市町村地域ごとの町（丁）字別の人口等を把握。また、市町村と協力し、武力攻撃災害時要援護者数の把握に努める。

(3) 避難指示の周知

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、避難の指示の放送方法、実施体制、関係機関との連携、その他必要な事項を、それぞれ国民保護業務計画に定める。

市町村は、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定める。また、武力攻撃災害時要援護者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備。

(4) 避難交通手段の決定

鉄道・バス・徒歩が基本。自家用自動車の使用については原則禁止とするが、地域的特性などを考慮して使用を認める。

市町村は、避難の交通手段について避難実施要領に定める。

(5) 避難路の選定

県及び市町村は、避難候補路を定める。県は広域的見地から候補路を選定。市町村は県が指定した候補路に接続する主要な市町村道などの候補路を選定。

(6) 輸送順序の決定

重病者、重傷者、障害者、妊産婦、高齢者、乳幼児、児童、その他の住民の順序で実施。

(7) 避難住民集合場所の指定

市町村は、地域の避難住民が一時的に集合する避難住民集合場所を指定。

(8) 交通規制の準備

警察は、交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため、所要の準備を実施。

(9) 道路啓開の準備

知事及び市町村長は、あらかじめ道路啓開の実施計画を作成。

7 救援物資の備蓄等

(1) 救援物資の備蓄

県及び市町村は、食料、生活必需品等の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努める。

生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努める。

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄し、県は、国と連携しつつ対応。

県の備蓄場所は、防災基地、防災拠点校、大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、さいたまスタジアム2002）、県営公園（飲料水）、県立病院とする。

(2) 装備品の整備

県及び市町村は、職員が国民保護措置を実施する際に必要となる防護服等装備品の整備に努める。

(3) 県が管理する施設及び設備の整備等

県は、その管理する施設及び設備について、定期的に整備、点検。また、管理するライフライン施設について、既存の予防措置を活用しつつ、代替性の確保に努める。

8 救援物資輸送計画の策定

(1) 輸送車両の確保

県及び市町村が保有する車両を効率的に利用できるよう連絡体制を構築。輸送事業者である指定公共機関・指定地方公共機関は、救援物資の輸送を実施するため、職員の配備、輸送車両の調達等について、国民保護業務計画に定める。

(2) 輸送路の決定基準

県及び市町村は、鉄道輸送の拠点や救援物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、救援物資輸送候補路を定める。

(3) 応援物資の受け入れ体制の整備

他の地方自治体、国民、企業等から本県への応援物資は、まず大規模な物資集積地で受け入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで輸送。

物資集積地までの輸送を円滑かつ迅速に実施するため、県及び市町村は、応援物資輸送者に対して物資集積地までの地図等必要な情報を事前に提供。こうした情報提供場所と、職員の配置など情報提供体制について定める。県及び市町村は、物資集積所における応援物資の仕分け及び配送を円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配送方法等について定める。

(4) 応援物資の発送体制の整備

本県が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本県から応援物資を発送するときには、県及び市町村は、物資集積所における応援物資の仕分けを円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や発送方法等について定める。

9 医療体制の整備

(1) 武力攻撃災害時における医療体制の基本方針

武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講じる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講じる後方医療体制及び搬送体制の三つを確立し、それぞれ連携。

NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、2次災害が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮。

(2) 初期医療体制の整備

消防機関は、県や救急医療機関等の関係機関との密接な連携により、救急救助体制の整備に万全を期す。

初期医療を行う各機関は、あらかじめ連絡窓口を定め、相互に把握。

救護班を編成し派遣等する機関は、あらかじめ県、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等と協議し、救護班の編成、出勤等について定める。

県及び市町村は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関などと協議し、救護所の設置場所、救護所の運営方法等について定める。

各機関は、NBC災害に対処できる資機材の整備に努める。また、各機関は、NBC災害等に関し、自衛隊や警察、国の専門研究機関との連携に努める。

(3) 後方医療体制の整備

県は、地域防災計画に規定する災害拠点病院を、武力攻撃災害発生時における後方医療体制の中核的な医療機関とし活用。

県は、生物剤による攻撃の場合の医療活動を迅速に実施するため、感染症指定医療機関との連携体制の整備に努める。

県は、近隣都県等の医療機関との連携体制の整備に努める。

県医師会は、医師等の派遣、医薬品の供給を相互に実施できるよう、近隣

都県等との支援体制を整備するよう努める。

県看護協会は、看護師等の派遣を相互に実施できるよう、近隣都県等との支援体制を整備するよう努める。

(4) 傷病者搬送体制の整備

広域災害・救急医療情報システムを活用し、空床数、医療機関情報等を収集し、効率的な傷病者搬送体制を確立。

各消防本部は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、おおよその搬送先順位を決定。

県は、県内及び近隣都県におけるヘリコプターによる搬送が可能な医療機関を把握。

県は、県防災ヘリコプターによる重症患者の搬送体制について整備。

(5) 保健衛生体制の整備

県及び市町村は、防疫活動ができるように、人員の動員、資機材の備蓄や調達について定める。

県は、食品衛生監視・検査体制について整備。

県は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を行う体制を整備。

埋・火葬対策については、県が市町村と協力して実施。

1.0 生活関連等施設の管理体制の充実

(1) 生活関連等施設の管理体制の整備

県及び市町村は、生活関連等施設の情報県、市町村、自衛隊、警察、消防機関で共有。

県及び市町村は、生活関連等施設の管理者に対し、管理体制の充実について要請。

(2) 核燃料物質・放射性同位元素の管理体制の整備

県、市町村、消防機関はそれぞれ所管地域内の核燃料物質、放射性同位元素使用施設の所在等を把握

県は核燃料物質等の事故災害対策等に関する国の専門機関の連絡窓口、連絡方法を把握。

核燃料物質等使用施設の管理者は、セキュリティ体制を確立。

核燃料物質輸送中のテロ等に備え、県は、国土交通省、経済産業省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関との連携体制の整備に努める。

1.1 文化財保護対策の準備

県及び市町村は、管内の文化財の所有者、保管場所等について把握。

県は関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど連携体制を整備。

県及び市町村は、国・県指定文化財の保存のため、対応マニュアルを作成し、訓練を実施。

1.2 研修の実施

県は、職員の研修機会の確保に努め、また市町村と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うよう努める。

1.3 訓練の実施等

関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮。

(1) 県・市町村の訓練

県及び市町村は、避難誘導や救援などの実施能力の強化、応援体制の充実、住民等の意識啓発等を図るため、合同で実地訓練を実施。

(2) 民間における訓練等

県及び市町村は、事業所から訓練の実施に関し要請があった時には、職員の派遣など必要な支援を実施。

学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設の管理者は、武力攻撃事態等の発生時における施設利用者の救助及び避難誘導等を定めたマニュアルの策定に努める。

1.4 県民との協力関係の構築

(1) 消防団の充実・活性化の促進

県は、市町村と連携し、地域住民の消防団への参加促進、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図る。

(2) 自主防災組織との協力関係の構築

県及び市町村は、自主防災組織に対して必要な支援を行い、その育成に努める。

(3) ボランティアとの協力関係の構築

県及び市町村は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、日本赤十字社埼玉県支部及び埼玉県社会福祉協議会などと連携を図り、その受入れ体制を整備。

(4) 県民の意識啓発等

県及び市町村は、平素から国民保護措置の重要性について意識啓発を実施。

第3編 武力攻撃事態等対処編

1 実施体制の確保

(1) 全庁的な体制の整備

県内において大規模事故等が発生した場合、知事は「埼玉県危機管理指針」に基づき、直ちに「危機対策会議」又は「危機対策本部」を開設し、迅速な情報の収集を行い対応策を実施。

国から国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、知事は国民保護対策本部等を設置し職員を配備。

(2) 県国民保護対策本部の組織等

国民保護対策本部等には、輸送部、食料部、医療救急部等の部を設置。

本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催。

本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地対策本部を設置。

県国民保護対策本部等が開設されたときには、直ちにその旨を、関係機関に対し、防災行政無線、電話、FAX等を使用して通知。

(3) 関係機関との連携体制の確保

県及び市町村は、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設については応急復旧作業を実施。

指定地方公共機関は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認に努め、支障が生じた情報通信施設については応急復旧作業に努める。

県国民保護対策本部等は、国の現地対策本部が設置された場合には、国との調整に関し、国の現地対策本部と一元的に実施。

県対策本部長は、必要があると認める時には、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請。

大規模、特殊な武力攻撃災害が発生し、県内の消防機関だけでは対応が困難な場合、知事は消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請。

知事は、避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処、武力攻撃災害の応急の復旧などを行う場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める時には、防衛庁長官に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請。

警報が発令された地域を管轄する市町村は、あらかじめ定めた職員の動員方法、配備計画等に基づき速やかに武力攻撃事態等への対処体制に移行し、情報の収集伝達に努め、状況を県に報告。

本部設置の指定をうけた市町村は、速やかに国民保護対策本部等を設置するとともに、設置した旨を県国民保護対策本部等に報告。

(4) 県国民保護対策本部等の廃止

知事は、内閣総理大臣から、県国民保護対策本部等を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに対策本部を廃止。

(5) 県民との連携

武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティアの協力を要請。

県及び市町村は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティアセンターを設置。

2 国民保護措置従事者等の安全確保対策

(1) 文民保護のための特殊標章等の交付

知事等は、国民保護措置に係る職務を行う者に対して、文民保護のための特殊標章等の使用を認める。

(2) 赤十字標章等の交付

知事は、県の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者、又は避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者に対して赤十字標章等を交付し使用させる。

(3) 安全確保のための情報提供

県及び市町村は、避難住民や輸送事業者、自主防災組織、ボランティアなどの安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を提供。

3 住民の避難措置

(1) 警報の通知・伝達

勤務時間内の総務省（消防庁）からの警報の通知は、危機管理課が受信。勤務時間外の総務省（消防庁）からの警報の通知は、宿日直者が受信し、宿日直者は受信した旨を直ちに総務省（消防庁）へ返信するとともに、危機管理防災部長へ連絡。

県は国から警報の通知を受けたときは、県の他の執行機関、市町村長に対して直ちに警報を通知。市町村は、直ちに県へ返信するとともに、消防機関へ連絡。

県は、指定地方公共機関に対して、直ちに警報を通知。

市町村は、サイレン、防災行政無線、自治会を通じての伝達、広報車、ホームページへの掲載、FAXなどにより、直ちに住民に対して伝達。

県及び市町村は、それぞれが所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報を伝達。

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送。

(2) 緊急通報の発令

市町村は、県から緊急通報の通知を受けた場合には、警報の通知・伝達に準じ、直ちに住民に対して伝達。

県及び市町村は、「警報の通知・伝達」に準じて大規模集客施設等の管理者へ対して、緊急通報の伝達に努める。

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに緊急通報の内容を放送。

(3) 避難の指示

知事は、避難措置の指示を受けた場合、２段階に分けて関係市町村長に避難を指示。

ア 第１段階の避難指示

直ちに国から示された内容のみを要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に対して指示。

イ 第２段階の避難指示

速やかに 主要な避難経路、 避難のための交通手段、 避難先地域における避難施設について決定し、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に対して指示。

市町村長は、避難実施要領を速やかに作成。

< 避難実施要領の作成 >

ア 第１段階の避難指示があった時

市町村長は、「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、準備を開始。

イ 第２段階の避難指示があった時

市町村長は、発生した事態に対する避難実施要領を完成させ、住民へ周知。消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導。

知事は、避難の指示をしたときには、直ちにその内容を、指定公共機関及び指定地方公共機関に通知。通知を受けた機関は、速やかに避難住民の輸送などの措置を実施できる体制を整備。

放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容を放送。

県の区域を越える避難の際には、避難住民の具体的な受入れ先等について、関係知事が調整。

(4) 避難住民の輸送手段の確保

県及び市町村は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を設定。

県及び市町村は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、業務計画又は協定に基づき、避難住民の輸送について協力を要請。

要請を受けた各輸送事業者は、業務計画又は協定に基づき避難住民の輸送を実施。

(5) 避難路の選定と避難経路の決定

県は道路の利用に関して、国の対策本部長と必要な調整を行い、避難経路を決定。

県は避難経路を決定し、市町村に通知。通知を受けた市町村は、あらかじめ定めた候補路の中から、県が定めた主要な避難経路に接続する避難路を選定し、避難経路を決定。

県は、主要な避難経路を決定する際には、警察と調整を図る。

(6) 避難路の交通対策の実施

警察は、交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため、必要な措置を実施。

県は、交通規制の状況について、警察から情報を収集し、関係市町村、指定公共機関、指定地方公共機関に通知。

市町村は防災行政無線、広報車等を使用して住民に周知。

(7) 避難誘導の実施

市町村長は、避難実施要領を定め、市町村職員、消防長、消防団長を指揮して住民の避難誘導を行い、必要があると認める時には、警察官、自衛官に対して住民の避難誘導を行うように要請。

県は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町村長に対して適切な支援を実施。

(8) 避難の指示の解除

知事は、国の対策本部長から避難措置の指示の解除の通知があった時には、避難の指示を解除。

市町村は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずる。

4 避難住民等の救援措置

県と市町村は互いに連携・協力し、避難住民・被災者に対して衣食住や医療の提供などの救援を実施。

(1) 救援の協力要請等

県は、必要がある場合には、国に対し、必要な救援物資の種類や量のほか、物資の搬入経路等の情報を提供するとともに、専門知識を有する職員の派遣等必要な支援を要請。

県は、国から救援の指示を受けたときには、迅速に救援を実施するとともに、避難先地域又は被災地を管轄する市町村等に対し、救援の協力を要請。

県は、救援を行うにあたって、必要がある場合には、日本赤十字社、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して協力を要請。

(2) 救援の実施

避難住民等の救援は、県と市町村が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて 収容施設の供与、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与、医療の提供及び助産、被災者の搜索及び救出、死体の搜索、処理及び埋・火葬、電話その他の通信設備の提供、被災住宅の応急修理、学用品の貸与、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去を実施。

県は、救援の円滑な実施のため、さいたま市長と事前に活動内容について調整を実施。

ア 収容施設の供与

知事は、関係市町村、他都道府県知事を通じて避難先地域での避難施設を決定。

避難施設の運営は、避難施設運営マニュアルに基づき、救援を行うため配置された県及び市町村の職員が責任者となって、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営。

イ 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

市町村は、それぞれの避難施設等において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を県に報告。

県は、市町村の報告を取りまとめ、避難住民等の救援に必要な量を把握し、食料品・飲料水・生活必需品の供給計画を策定。

備蓄物資及び応援物資では避難住民の救援が十分に行われないと認められる場合、知事は、物資の売渡し要請及び物資の保管命令を実施。

県及び市町村は、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送。

県は市町村と調整の上、輸送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して物資集積地への輸送、物資集積地から避難施設までの輸送等について要請。

輸送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより輸送を実施。

市町村は、必要に応じて、輸送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して輸送を要請。

ウ 医療の提供及び助産

(ア) 救急救助、傷病者の搬送

消防機関は、国、県、市町村からその状況についての的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に応じて優先順位を定め出動。

一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、協定に基づき、県内の他の消防機関の応援を要請。

県内の消防機関だけの対応が困難と認める時には、知事は消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣を要請。

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断。

県は、必要に応じて、県防災ヘリコプターを手配するとともに、警察、自衛隊に対しても、ヘリコプターによる搬送を要請。

傷病者搬送の要請を受けた県、市町村、消防機関及びその他関係機関は、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき搬送。

(イ) 医療救護班の編成と医療資機材等の調達

初期医療活動を行う各機関は、医療救護班を編成し派遣。

医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合、県に調達を要請。

県及び日本赤十字社埼玉県支部は、武力攻撃災害発生後、直ちに県内血液センター施設の被災状況を調査し、その機能の保持に努める。

(ウ) 医療救護所の設置

医療救護班を派遣する各機関は、医療救護所を設置。

(エ) N B C 災害への対処

核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合には、以下の医療活動等を実施。

a 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

内閣総理大臣により派遣された緊急被ばく医療派遣チームによる指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施。

b 生物剤による攻撃の場合の医療活動

症状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症患者の感染症指定医

療機関等への移送及び入院措置。

国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施。

c 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施。

(オ) 後方医療体制の確立

救護班を派遣した各機関は、災害拠点病院と連携しながら初期医療活動を実施。

県及び県医師会、県看護協会は、協定等に基づき広域応援を要請。

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請する場合には、必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮。

エ 被災者の捜索及び救出

県は、市町村と協力し、被災情報等の収集を実施。収集した情報は、県国民保護対策本部等で集約。県は被災情報に基づき、被災者の捜索及び救出を実施。

県は、被災情報を消防機関に提供。一つの消防機関では対応が困難と認める時には、近隣の消防機関へ応援を要請。

知事は、本県だけでは対応が困難と認める時には、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援を要請又は近隣都県等の知事に対して応援を要請。また、知事は必要と認める時には防衛庁長官に対して、自衛隊の部隊等の国民保護派遣を要請。

市町村は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請。

オ 死体の捜索、処理及び埋・火葬

県は、市町村や警察などの関係機関の協力のもとに死体の捜索を実施。発見した死体については、一時保管、検視（見分）、検案、身元確認作業等、死体の輸送、死体収容所（安置所）の開設、遺留品等の整理の手順により処理。

県は、市町村の協力の下で、火葬を実施。県内の火葬場だけでは処理が困難な場合には、県は近隣都県に火葬の応援を要請。

カ 電話その他の通信設備の提供

通信事業者である指定公共機関は、国民保護業務計画の定めるところにより、県及び市町村対策本部等の設置運営に必要な通信設備の設置に努める。

キ 被災住宅の応急修理

県は、市町村の協力の下で、武力攻撃事態等により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、必要最小限の修理を実施。

ク 学用品の貸与

県は、市町村の協力の下で、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書、文房具及び通学用品を支給。

ケ 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

県は市町村の協力の下で、住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、必要最小限の除去を実施。

(3) 他の都道府県との相互協力

本県のみで救援措置を行うことが困難と認められるときには、締結した協定に基づき、他の都道府県に応援を要請。

5 武力攻撃災害への対処措置

(1) 対処体制の確保

県国民保護対策本部等は、国の対策本部、市町村対策本部、警察、指定公共機関、指定地方公共機関等から情報の収集に努める。

知事は、武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防吏員等から通知を受けたときは、その内容を調査。調査の結果必要があると認めるときは、国に通知。

知事は、発生した武力攻撃災害が著しく大規模、性質が特殊である場合、又は市町村長から要請があり知事が必要と認めるときは、国の対策本部長に対して必要な措置を講じるよう要請。

市町村長は、住民の生命等を保護するため緊急の必要があると認める時には、知事に対し国の対策本部長に必要な措置を要請するよう求める。

知事は緊急の必要があると認めるときは、市町村長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を指示。

知事は、消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町村との連絡及び市町村相互間の連絡調整を図る。

知事は、県内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請。

(2) 応急措置等の実施

ア 退避の指示、警戒区域の設定

市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合、退避を指示。また、知事は、緊急の必要があると認めるときには、退避を指示。

市町村長は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるときには警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止、当該警戒区域からの退去を命じる。また、知事は、

緊急の必要があると認めるときには、警戒区域設定等の措置を実施。

市町村長は、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を指示。また、知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、自ら同様の指示を実施。

イ 生活関連等施設の安全確保

知事は、県内の各生活関連等施設の安全に関連する情報等について、当該施設の管理者、市町村、所管省庁、警察、消防機関と連携して必要な情報を収集。

施設の管理者は、警察、消防機関及びその他関係機関に対して、安全確保のため、必要な支援を要請。

知事は、武力攻撃事態等において、生活関連等施設の安全を確保するため必要がある場合には、速やかに立入制限区域の指定を行うよう公安委員会に要請。

知事は、生活関連等施設に武力攻撃災害が発生し安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、施設の管理者に対し、応急対策の実施を要請。

ウ 危険物質等の災害への対処措置

危険物質等の状況の把握、管理者への要請、立入制限区域の指定の措置は生活関連等施設の安全確保に準じて実施。

知事及び市町村長は、緊急の必要があると認めるときには、危険物質等の取扱者に対し、必要な措置を講ずべきことを命じる。

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

核燃料物質等使用施設管理者は、武力攻撃災害が発生した場合には、汚染物質の除去や被害の拡大防止などの応急対策を的確かつ迅速に実施。

エ 武力攻撃原子力災害への対処措置

県は、武力攻撃原子力災害の発生を認めたときは、経済産業省、文部科学省、国土交通省に通報。県は、原子力防災管理者から、武力攻撃原子力災害発生 of 通報を受けた場合、又は経済産業省、文部科学省、国土交通省から通知を受けた場合には、関係周辺市町村、関係指定地方公共機関へ通報又は通知。

県は、国から避難措置の指示があった場合には、住民に対し避難を指示。事態の状況により、避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示。

県は、国の対策本部長による応急対策を実施すべき区域等の公示があった場合には、国の指示に基づき、必要な応急対策を実施。

知事は、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長に対して、必要な措置を講ずべきことを原子力事業者に命令するよう要請。

県は、対策本部長の指示又は厚生大臣、農林水産大臣等の助言に基づき、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施。

オ N B C 攻撃による汚染への対処

知事は、N B C 攻撃が行われた場合、その現場及び影響を受けることが予想される地域の住民に対して、緊急通報を発令するとともに、退避を指示。また、汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域を設定。

知事は、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的支援について、市町村、消防機関、警察等から情報を集約し、国に対して迅速な支援を要請。

(3) 保健衛生対策の実施

県及び市町村は、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、保健衛生対策を実施。

(4) 動物保護対策の実施

県及び市町村は、国の定める動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方を踏まえ、所要の措置を講ずる。

(5) 廃棄物対策の実施

県は、災害廃棄物処理計画指針及び県廃棄物協会と締結した協定に基づき廃棄物対策を実施。

市町村は、災害廃棄物処理計画に基づき廃棄物対策を実施

(6) 文化財保護対策の実施

県及び市町村は、武力攻撃災害による文化財の被害状況を把握し、対応マニュアルに基づき文化財保護対策を実施。

6 情報の収集・提供

(1) 被災情報の収集・提供

県及び市町村は、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報を収集するよう努める。

(2) 安否情報の収集・提供

市町村は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告。

県は、市町村からの情報を、自ら収集した情報とともに整理し、総務大臣に対して報告。

県及び市町村は、住民からの安否情報の照会を、安否情報対応窓口で総務省令に規定する様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付け。

県及び市町村は、安否情報の照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは回答。

県及び市町村は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力を実施。

県、市町村、指定地方公共機関等の国民保護措置実施機関は、各機関の国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努める。

第4編 緊急処理事態対処編

本県の地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を、3通り想定。

多数の人が集合する施設に毒性物質（サリン）が大量散布された事態

大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態

核燃料物質が輸送中、高速道路で爆破された事態

この3つの想定に迅速かつ的確に対処するため、具体的な実施内容を定めた緊急処理事態対応マニュアルを策定。

第5編 県民生活の安定編

1 物価安定のための措置

県は、緊急時における国民生活との関連性が高い物資や国民経済上重要な物資の価格の高騰、又は事業者等の買占め及び売惜しみに対して、法律及び条例に基づき、事業者等への立入検査及び指示、命令等を実施。

2 避難住民等の生活安定措置

県及び市町村教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、関係機関と連携し措置を実施。

県及び市町村は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の雇用の維持に関する措置に協力。

3 生活基盤等の確保のための措置

(1) 事業者等が実施する措置

ライフライン事業者である地方公共団体及び指定公共機関、指定地方公共機関は、その所管するライフライン施設について、代替施設の整備等により代替性の確保に努める。

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を実施。

電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画で定めるところにより、通信を確保するために必要な措置を実施。

医療事業者等である指定地方公共機関は、それぞれその国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずる。

(2) 公的施設の適切な管理

河川管理施設、道路、空港の管理者である地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、当該施設がその機能を十分に発揮されるよう、それぞれその国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努める。

4 応急復旧措置の実施

県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、それぞれ国民保護計画又は国民保護業務計画の定めるところにより、協力して応急の復旧のための措置を講じる。

第6編 財政上の措置編

1 損失補償等

県は、物資を収用する場合、物資の保管命令を命じた場合、土地、家屋、物資を使用する場合には、当該処分によって通常生ずべき損失を補償。

県及び市町村は、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合には、当該処分によって通常生ずべき損失を補償。

県は、知事の総合調整又は避難住民の誘導及び避難住民、物資の運送に係る是正の指示に基づく措置の実施に当たって、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が損失を受けたときは、当該損失を補てん。

2 損害補償

県及び市町村は、その要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等したときは、その損害を補償。

知事は、要請に応じ、又は指示に従って医療を行う医療関係者が、死亡、負傷等したときは、その損害を補償。

3 被災者の公的徴収金の減免等

県及び市町村は、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を講ずる。

4 国民保護措置に要した費用の支弁等

県は、国民保護措置の実施に要した費用で県が支弁したものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金を請求。

5 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

市町村は、国民保護措置の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、市町村国民保護計画に定める。